

件名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)
<p>【改正の概要】</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第168号)が施行されることに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第6号の店舗型性風俗特殊営業として規制される営業に追加された「出会い系喫茶営業」に係る営業区域及び広告を、次のとおり制限する。</p> <p>(1) 営業禁止区域 松山市道後多幸町のうち県道六軒家石手線の各一側について幅20メートル以内の区域以外の地域</p> <p>(2) 広告制限地域 (1)と同じ。</p>	
施行日	平成23年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>出会い系喫茶営業</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第5条において規定された「店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業」をいう。</p>	